

北海道政策評価条例

平成14年3月29日条例第1号
改正 平成17年3月31日条例第35号
改正 平成21年3月31日条例第53号
改正 平成22年3月31日条例第7号
改正 平成29年3月31日条例第15号

目次

前文

第1章	総則（第1条—第3条）
第2章	政策評価に関する基本方針（第4条）
第3章	一次政策評価（第5条—第7条）
第4章	二次政策評価（第8条—第10条）
第5章	道民参加の推進（第11条・第12条）
第6章	北海道政策評価委員会（第13条—第19条）
第7章	雑則（第20条・第21条）
附則	

行政においては、政策の客観的な評価は困難であると永らく考えられてきた。平成9年、道は、このような既成の意識を乗り越え、時代の変化を踏まえた施策の再評価を行うことを目的とする時のアセスメントを実施し、この制度は、我が国の行政における政策評価導入の先駆けとなった。

さらに、道は、時のアセスメントの精神を道政全般に拡大し、すべての政策を対象に客観的かつ厳格な評価を行うことを目的に、政策アセスメント制度の研究開発と導入を進めてきた。

道民から負託された道政を効果的かつ効率的に運営していくためには、政策の合理的な選択と質の向上を図り、限りある財源、人員等を効果的に配分するとともに、道民の行政への参加意識の高揚にこたえ、その信頼を得ていくためには、道政について、その透明性を高め、道民に説明する責任を果たしていかなければならない。

このような考え方に立って、時のアセスメントから政策アセスメントへと歩んできた政策評価制度の体系化を図り、道政運営の基本的制度として、企画立案し、実施し、評価し、改善するという政策のマネジメントサイクルを確立することにより、時代の変化や道民の期待に的確に対応できる行政を実現するため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、政策評価に関し必要な事項を定めることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への反映を図るとともに、政策評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に寄与するとともに、道政に関し道民に説明する責任を遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長をいう。
- (2) 政策 実施機関が、その所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画立案し、又は実施する行政上の一連の活動をいう。
- (3) 施策 政策のうち、一定の行政目的を実現するための基本的な方針に基づく具体的な行政目的の実現を目標とする方策、対策等であって、複数の事務事業で構成されるものをいう。
- (4) 事務事業 政策のうち、施策の目的の実現を目標とし、個別の予算、一定の人員等から構成される行政上の活動であって、基礎的な単位となるものをいう。
- (5) 政策評価 政策について、適時に、その効果を把握し、これを基礎として、必要性、

有効性又は効率性の視点その他当該政策の特性に応じて必要な視点から点検、検証等を行うことをいう。

- (6) 基本評価 施策に関して行う政策評価及び事務事業に関して行う政策評価をいう。
- (7) 公共事業評価 基本評価を補完するため、公共事業に関して行う政策評価をいう。
- (8) 特定課題評価 政策に関するその時々課題であって、知事が点検、検証等を行う必要があると認めるものに関して行う政策評価をいう。

(実施機関の責務)

- 第3条 実施機関は、指標の設定、学識経験を有する者の知見の活用その他政策の特性に応じた合理的な手法により、政策評価の客観的かつ厳格な実施を図らなければならない。
- 2 実施機関は、政策評価の結果を予算の編成及び執行、組織及び機構の整備並びに総合計画の推進管理等に適切に反映させ、政策の推進を図らなければならない。
 - 3 実施機関は、政策評価に関する情報を適切に公表しなければならない。
 - 4 実施機関は、政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の推進、政策評価に従事する職員の資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じ、政策評価の充実に努めるものとする。

第2章 政策評価に関する基本方針

- 第4条 知事は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、毎年度、法令で定める権限の範囲内において、政策評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 政策評価の実施に関する基本的な方針
 - (2) 政策評価の対象に関する事項
 - (3) 政策評価の視点に関する事項
 - (4) 政策評価の時点に関する事項
 - (5) 政策評価の方法に関する事項
 - (6) 北海道政策評価委員会の運営に関する事項
 - (7) 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
 - (8) 政策評価に関する情報の公表に関する事項
 - (9) 政策評価の充実に必要な措置に関する事項
 - (10) その他政策評価の実施に関し必要な事項
 - 3 知事は、前項第4号に掲げる政策評価の時点に関する事項を定めるに当たっては、中間評価（政策の実施途中の時点における政策評価をいう。）を行うことを原則とするとともに、政策の特性に応じて、事前評価（政策の実施前の時点における政策評価をいう。）又は事後評価（政策の実施後の時点における政策評価をいう。）を併せて行うこととするよう努めなければならない。
 - 4 知事は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、実施機関と協議するとともに、北海道政策評価委員会の意見を聴かななければならない。
 - 5 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを実施機関に通知するとともに、公表しなければならない。

第3章 一次政策評価

(実施方針)

- 第5条 実施機関は、毎年度、基本方針に基づき、基本評価、公共事業評価及び特定課題評価に関する実施方針（以下「実施方針」という。）を定めなければならない。
- 2 実施機関は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(一次政策評価の実施)

- 第6条 実施機関は、実施方針に基づき、政策評価（以下「一次政策評価」という。）を自ら行わなければならない。

(評価調書の作成、公表等)

- 第7条 実施機関は、一次政策評価を行うときは、評価調書を作成しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定により評価調書を作成したときは、速やかに、これを知事に通知しなければならない。
 - 3 知事は、前項の規定により通知された評価調書を公表しなければならない。

第4章 二次政策評価

(二次政策評価の実施)

第8条 知事は、法令で定める権限の範囲内において、第6条の規定により実施機関が一次政策評価を行った政策のうち、道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から必要があると認めるものについて政策評価（以下「二次政策評価」という。）を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により二次政策評価を行うに当たっては、あらかじめ、基本方針に基づき、当該二次政策評価の対象、視点その他必要な事項を定め、遅滞なく、これを実施機関に通知するとともに、公表しなければならない。

(資料提出及び説明の要求)

第9条 知事は、前条第1項の規定により二次政策評価を行うため、必要な範囲内において、実施機関に資料の提出及び説明を求めるものとする。

(評価調書の作成、公表等)

第10条 知事は、第8条第1項の規定により二次政策評価を行うときは、評価調書を作成しなければならない。

2 知事は、前項の規定により評価調書を作成したときは、速やかに、これに必要な意見を付して関係する実施機関に通知するとともに、当該評価調書及び意見の内容を公表しなければならない。

第5章 道民参加の推進

(道民の意見)

第11条 道民は、政策評価の制度及び結果その他の政策評価に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

2 実施機関は、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるものとする。

(道民の意見の政策評価への反映)

第12条 実施機関は、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする。

2 実施機関は、毎年度、道民の意見の政策評価への反映状況を公表しなければならない。

第6章 北海道政策評価委員会

(設置)

第13条 政策評価の客観的かつ厳格な実施及び制度の充実に資するため、知事の附属機関として、北海道政策評価委員会（以下「政策評価委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第14条 政策評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 実施機関の諮問に応じ、政策評価の実施及び制度に関する事項について調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 政策評価委員会は、政策評価の制度の在り方について知事に意見を述べることができる。

(組織)

第15条 政策評価委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、道政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 政策評価委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、政策評価委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(参与)

- 第17条 政策評価委員会に参与を置くことができる。
- 2 参与は、知事が任命する。
 - 3 参与は、調査審議に参画する。

(専門委員会)

第18条 政策評価委員会に、規則で定めるところにより、専門委員会を置く。

(委任)

第19条 この章に定めるもののほか、政策評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

(議会への報告及び公表)

第20条 知事は、毎年度、政策評価の結果に関する報告を議会に提出するとともに、公表するものとする。

(実施機関への委任)

第21条 この条例（前章を除く。）の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 知事は、平成22年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成17年3月31日条例第35号）

[労働組合法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則]

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第53号）

[北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の附則]

この条例は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）の施行の日から施行する。

（平成21年10月規則第87号で、同22年4月1日から施行）

附 則（平成29年3月31日条例第15号）

[北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則]

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。